



法テラス江差通信

●お問い合わせ 法テラス江差法律事務所 (第55号)
Tel 050・3383・5563

消滅時効について

●皆さんは、時効という言葉を知っていますか？時効とは、民事上の時効、刑事事件の時効など、様々な種類がありますが、今回は、民事上の時効のうち「消滅時効」という制度について、簡単に説明します。

●消滅時効の典型例は、借金を長年返さないことにより、返済義務がなくなる場合です。一般人同士の商売を目的としない貸し借りの場合、返済期限から10年間、借り主が1円も返済せず、貸し主も何も請求しなければ、消滅時効が完成し、借り主は債務を免れることができます。ただし、時効を主張するかどうかは本人の自由なので、借り主は、10年以上経過しても潔く債務を認めて返済することもできます。

●他方、商売を目的とする債権債務に関する時効の期間は、10年ではなく5年です。もっとも、飲食店の代金は1年、小売商品の代金は2年、医療費は3年など、法律は債権の種類を細分化してそれぞれについて時効の期間を定めているので要注意です。

●時効には、「中断」という制度があります。例えば、債務の一部を返済すれば、時効が中断して、それまでに進行していた時効の期間は一旦ゼロに戻ります。また、裁判所に訴訟提起しても、時効は中断します。

●ご相談の際、「請求書を郵送すると時効は中断しますか」というご質問を受けることがあります。請求書の郵送は、法律上「催告」と呼ばれています。催告は、6ヶ月の間、仮に訴訟提起など本来の中断効を持つ出来事がないと、仮の中断効は消滅してしまいます。

●時効は一般の人に分かりづらい制度なので、時効が気になる方は是非ご相談下さい。

法律相談のご予約は

050-3383-5563まで！
(法テラス江差 弁護士 北館篤広)



道立江差病院だより ☎52-0036

新任医師紹介（消化器内科）

まさき よしはる
榎木 喜晴 医師

4月より江差病院に赴任した消化器内科の榎木です。3月までは函館五稜郭病院に2年間勤務しておりました。同じ道南の地での勤務となるため、そのメリットを活かした医療を提供できるのではと考えております。

趣味は学生時代からやっているバレーボールですが、最近機会がなくてあまり体を動かせていません。今年こそは是非趣味も充実させたいと思います。診療内容としては消化器疾患がメインではありますが、それに限らず内科疾患全般を、さらには消化器癌以外の癌患者さんにも広く緩和医療を提供していきたいと思っています。これまでに得た知識や経験、スキルを活かして、皆様方のお役に立てるよう、精一杯頑張っていきたいと思っています。これからどうぞ宜しくお願い致します。



10月の外来診療日程

循環器内科	午前	月曜日から金曜日
	午後	月曜日と金曜日
消化器内科	午前	月曜日から金曜日
	午後	火曜日と水曜日
呼吸器内科	午前	金曜日
	午後	木曜日
外科	午前	月曜日から金曜日
整形外科	午前	月曜日から金曜日
小児科	午前	月曜日から金曜日
泌尿器科	午前	月曜日から金曜日
	午後	水曜日
精神科	午前	月曜日から金曜日
	午後	月曜日
産婦人科	午前	月曜日から金曜日
耳鼻咽喉科	午前	1日・8日・9日・14日・15日 23日・28日・29日
	午後	8日・22日
眼科	午前	木曜日
	午後	2日・16日・23日
皮膚科	午前	火曜日
神経内科		4日・18日

診療科によって、曜日によって担当医が変わります。御確認ください。

受付 8時～11時30分（初診の方は、9時から）
時間 13時～14時30分

※診療日は、予定であり変更になる場合もあります。
事前に病院に確認の上、受診してください。

☆看護師通年募集のお知らせ：現場復帰される方、新人の方も個別にしっかりサポートします。通年募集しておりますので気軽にご連絡ください。
(臨時採用は面接のみ) ☎52-0036(内線202) 渡邊